

# 住民自治確立にむけた社会関係資本構築の試み

## - 八戸市協働のまちづくり市民会議の事例 - ( 1 )

前山 総一郎

### 目 次

- はじめに
- 地方分権における住民自治 / 概要 / 分権動向における意味 /  
社会関係資本の構築にむけて
- 八戸市協働のまちづくり市民会議での共働
- ( 1 ) 趣旨
- ( 2 ) 市民の実際
- ( 3 ) 条例策定の作業
- ( 4 ) コミュニティ・市民活動指針策定作業からのフィードバック
- ( 5 ) 今後の地域社会のフレームワーク構築への提言
- ( 6 ) 条例項目策定にむけての委員各人による条文案もちより
- ( 7 ) 市民・行政への投げかけと意見検討
- 2 小括 (以上本号)

### はじめに

#### 地方分権における住民自治

地方分権が進められている現在、国から地方自治体、特に住民に密着した地方自治体への各種の権限と財源の移譲が要請されている。けれども、これまでの議論においては、「地方分権」として議論されてきた内容はほぼ国と地方自治体との分権というイシューについてのものであり、いわば官官分権についての議論に終始してきたといっても過言ではない。

真の地方分権にとって、必要であることは、住民に密着した市町村自治体へ権限と財源が移譲されることのみならず、官民間においても分権が進められることであろう。

他方、日本において地域経営の一端を担うものを市民の側(民)で準備するという発想自体が、NPO法(特定非営利活動促進法)施行(1998年成立)にあって、ようやくその一部として始まった。実は、この点こそが、官官地方分権とならんで、極めて大きな意味を持つ。官民分権とはすなわち、市民の側(民)でも、地域経営を担うことのできるしくみを用意することを意味するのであって、そうした上ではじめて市町村自治体への分権と、地域市民への分権が健全な形ですすめられ、あわせて真の地方分権が実現され得るということである。今、市民を中心に地域経営をささえるしくみとはどのようなものであろうか、という問いに、私たちが本格的にとりくまなければならない時点にさしかかったということになる。本稿の根底的動機は、いかにして市民中心の社会を構築してゆくかという問いにある。

「住民自治」は、その本源的な大切さに比して、あまり問われてこなかったのが現状であるが、論者はこれについて、選挙・投票権とならび、住民の意思を地域経営に体现するものとしての

「コミュニティ自治」について論じてきた<sup>1</sup>。こうした観点からみて大きなことは、日本各地で2000年あたりから地方分権一括法の施行（同年）も追い風となって、住民自治の推進が萌芽的に「協働のまちづくり」というキーワードを用いつつ進められていることである。

そうした中で、八戸における「協働のまちづくり」の動向は、「住民自治」推進の姿勢において幾つの特徴がありかつ先進的な側面があるものとして、ここにおいてテストケースとして取り上げたいと考える。なお、一言で言えば、これまでの各地での運動に加えて、単なるコミュニティ振興のみならず、「社会関係資本（Social Capital）」の構築をはかるといふ、秀でた側面をもつものであるが、この点については行論においてその意味を述べることにしたい。

## 概 要

### 1) 前 提

本動向の前提は、「八戸市市民活動促進検討委員会」（平成13年度）の活動にある。同委員会は、市民活動および各種NPOの活動の利便、および相互の連絡、資金の供給などを推進することにより、それらの振興をはかったものであるが、その委員会の終了時までには示された課題などが本「協働のまちづくり」の前提となっている<sup>2</sup>。

### 2) コンセプト

すなわち、「市民活動促進検討委員会」にあっては、市民活動および各種NPOおよび市民からの意見をワークショップの開催などを通じて伺ってきたが、そこにあって出てきた声として意味のあるものは「これからは市民活動などの分野においても、『市民参加（参画）』のみならず、『市民主体』での活動が不可欠になってくる」というものであった。ここから、今後、いわゆる「まちづくり」すなわち地域社会構築にあっては今後、「『市民参加（参画）』から『市民主体』」での広範な活動が必要とされかつ予見されることとなった。

### 3) 「協働のまちづくり事業」にむけての市民・議会・行政の努力

市民主体での地域運営にむけての官民一体による支援

こうしたことをうけて、市民、議会と八戸市は協力して、新たな方向性としての動きに着手することとなった。「市民活動促進検討委員会」に関わった市民等の指摘が大きかったが、また議会においても[市民主体での地域運営にむけて、官民一体で支援してゆくこと]に強い促しがおこなわれたことが大きい。つまりは[官民一体での支援による住民自治の確立]に市民、議会がまなざしを向け始めた、ということになる。なお、このさい「協働のまちづくり」というタームがもちいられ、それが本動向にあってのネーミングで採用されることとなった。

こうした動きをうけ、八戸市は、総合計画（第4次中期）において、主要事業として貿易港促進等とならんで、「協働のまちづくり事業」を位置づけた<sup>3</sup>。また、それまで市民活動、NPO、コミュニティ関係の窓口が複数に渡り分散していたことを改め、これらの施策と対応を包括的に担当する部署として新規に「市民連携課」（市民生活部）を新設した。この方向は、住民自治推進にむけて行政側からおこなったものとして特記に値しよう。そして、その新設された「市民連携課」が「協働のまちづくり事業」の主担当となり、「協働のまちづくり市民会議」を提起することとなった。そのさい、「市民活動促進検討委員会」に関わった市民等が各種の相談、連携をはかっ

できたことは言うまでもない。

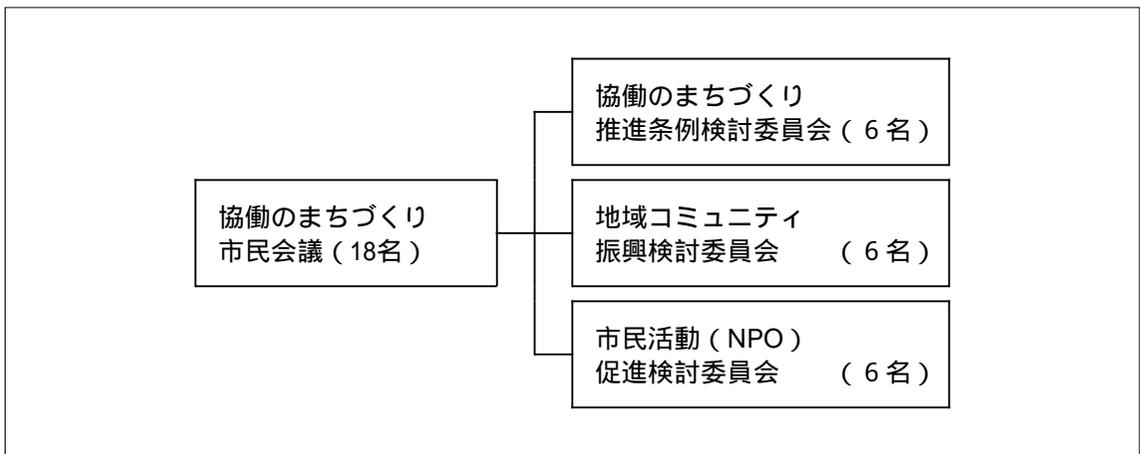
#### 八戸市等 8 市町村の合併

もうひとつこれを推進した要因としては、総務省の促しを契機としての、本地域における市町村合併の動きがある。「八戸地域合併検討協議会」(任意)(平成13年8月～15年)および、合併に係る住民投票(平成15年2月)の結果での階上町の動きも大きなはずみとなって、「八戸地域合併検討協議会」(法定)(平成15年4月～現在)がすすんできている。全国的にクローズアップされている住民の不安として旧町村部での「行政サービスの低下」、「空洞化」が懸念されたこともあり、各地区での地域運営をどうするか、ということが、現八戸市以外の近隣町村(階上町、田子町、南部町、名川町、南郷村、福地村、新郷村)においても大きな懸念材料となっている。地区の地域運営について地域自治組織などを念頭におく一定の構想を示すということがここにおいて「協働のまちづくり事業」に含まれることとなった。

#### 4)「八戸市協働のまちづくり市民会議」のたちあげ

平成15年の6月に、八戸市が受け皿となって、「八戸市協働のまちづくり市民会議」をたちあげることとなった。その際、委員は公募により申請論文の審査をへて決まることとなった。

市民会議は、次のように三部構成として設定された。(構成委員は注に記す通り<sup>4)</sup>)



#### 分権動向における意味

地方分権一括法施行を機としての、国から県、県から市町村自治体への分権の機運と、そして、合併後の地域運営をも射程にいれての、官民分権と住民自治確立の過程にあって、こうした「協働のまちづくり」とはどのような意味合いのないしは位置づけをもつのだろうか。

ニセコ町、宝塚市、高知市などの先進性をもつ市町村において、コミュニティ計画などが実施され、かつそれを基に「まちづくり条例」策定が進められてきた<sup>5)</sup>のであるが、八戸市では今後のことを念頭に入れ、コミュニティ構築のみならず、それと市民活動・NPO活動振興の交差を強く射程に置くこととした。

これはどのようなことを意味するのだろうか。地域社会をどのように構成されるべきかというまなざしに関わる話ということになるが、これについての世界的動向から確認しておこう。アメ

リカにおいて、現在、社会的ネットワークの衰退を危ぶむ声があり、それに対して、P. パットナム（ハーバード大学）が「ソーシャル・キャピタル」(Social Capital) ということばでその回復を提言している。「ソーシャル・キャピタル」とは、市民社会の核心としての、組織化された相互関係と市民連帯のゆたかなネットワークをさし、「社会関係資本」と訳されるべきことばである。それを記したパットナムの著書はそのタイトルの現代性（『一人でボウリング:アメリカにおけるコミュニティの復興』）とあいまって、ベストセラーになっている<sup>6</sup>。尚、コミュニティ・オーガナイズング（コミュニティ組織化運動）を追求してきた論者前山の観点からは、コミュニティ組織家の側からすでにそれに関して「アセット・ベースのコミュニティ促進」(Asset - Based Community Development) という提言<sup>7</sup>がなされていることを指摘してきている<sup>8</sup>。

市民社会の核心としての、組織化された相互関係と市民連帯のゆたかなネットワーク、「社会関係資本」の構築は、住民自治の確立に直結するものである。そうした「社会関係資本」は、大きく次のことからなると考える。

1. コミュニティ： 人々が共同体意識ないし連帯感をもって生活する一定の範囲の基層的な近隣社会
2. アソシエーション：自発的な自立・自己自治的諸団体（市民活動、NPO、協同組合等）

尚、ここでは「コミュニティ」の語を用いるにあたって、アメリカでの "Neighborhood" を前提とし、またそれについてのS. ケラーのネイバーフッド研究に依拠していることを付け加えておきたい<sup>9</sup>。

#### 社会関係資本の構築にむけて - コミュニティとアソシエーションの交差・共働

「コミュニティ」と「アソシエーション」の交差により織りなされる社会のありかたに関連して、注目されかつ興味深いのがイギリスの政治学者ポール・ハーストの「アソシエーティブ・デモクラシー」(Associative Democracy)の提言だ<sup>10</sup>。ハーストは、特に多元的な国家とアソシエーション（自立的自発的団体）的企てを基とする開かれた社会のありかたを、「民主主義」についての現代的議論<sup>11</sup>をふまえつつ、提言している<sup>12</sup>。

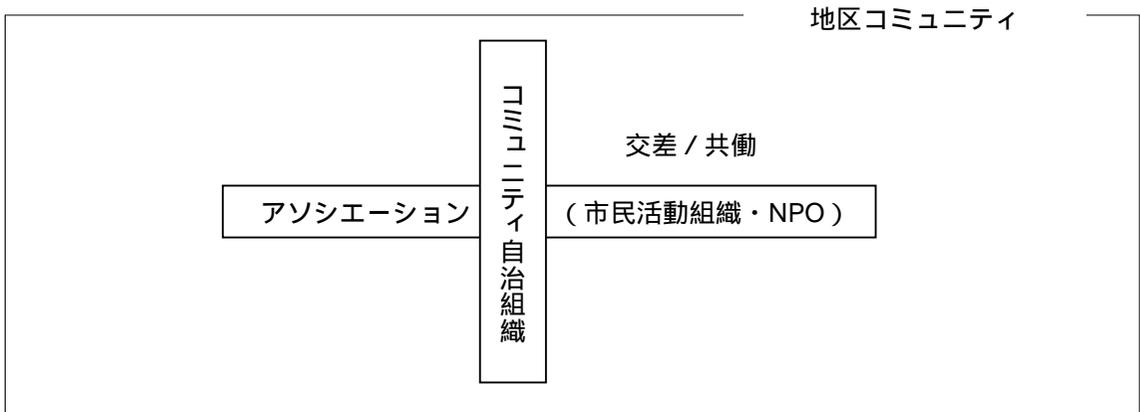
ハーストの立論を分析する形野氏によれば、ハーストの論理構成は大きくいって、(1) 国家の多元化と連邦化、(2) 民主的ガバナンスの主要手段としての結社（アソシエーション）、(3) コミュニケーションとしての民主主義、という三点にある<sup>13</sup>。

つまり、自発的な自治的諸団体（アソシエーション）が経済や福祉業務の本格的な受け皿となること、そして地域社会の枢要な柱となることを通じて、地域社会に対して市民がもつ自由とコントロールを強めようとすることである。それはすなわち、自発的な自治的諸団体（アソシエーション）が民主的な社会協働運営（ガバナンス）と社会生活の組織化の主要な手段となることを意味する。つまり、これまでの公的福祉やサービス供給などを大幅に委ねられた自発的な自治的諸団体（アソシエーション）が核となって、その社会的な共同をつうじて市民社会での自立的協働関係（協働的運営参画）を形成するという点にポイントがある。（ハーストの立論では経済的領域も射程に入れられている。）こうした結果、最終的に社会は、自治的な市民社会の様相を強めることになるとされる。

論者前山は、これについてさらに突っ込んで、アソシエーションの社会での有効な構成のあり

かたをアメリカでの実例をもちいて追求した。現在アメリカ各地の、先進自治体で現在進められている「コミュニティ・プランニング」とう手法が、具体的にコミュニティ（ネイバーフッド）において、“Neighborhood Council” とよばれる、公認（条例等で）された住民自治組織<sup>14</sup>が機軸的組織として設立され（タテ）そしてコミュニティ地区内でのNPO等の諸アソシエーションがいわば衛星的にヨコの連携をつくりだしていることを提示した。そして、そのようなコミュニティの主軸的組織と各種アソシエーションとの交差・共働のありかたが、住民意思の実現を構築し進展させる地域社会を体現していることを示した<sup>15</sup>。

つまり、コミュニティ自治組織の確立（地域社会での主軸：タテ）と、それに連結したアソシエーション＝市民活動諸団体およびNPO等（ヨコの連携）とが、地域社会でのバラバラな人やモノを有効につなぎ止め、住民意思の実現を構築し進展させる地域社会の実現につながる、ということになる。つまり、放っておけばバラバラなコミュニティにあるヒト、組織、施設、資金などが、コミュニティ自治組織（タテ）と諸団体のヨコの連携（ヨコ）によって有効に活用され、住民意思の実現（と個々人の内的自己確認）につながる、と言える<sup>16</sup>。（下図参照）



各地での協働のまちづくりにおいてコミュニティ振興を中心とする各種のこころみがなされているが、こうしたことから、コミュニティと市民活動・NPOとの交差に正面からとりくむ八戸地域における「協働のまちづくり」は、まさにこのコミュニティとアソシエーション（市民活動、NPO等）の交差・共働による、地域にある「社会関係資本」を構築する試みである<sup>17</sup>。

#### 八戸市協働のまちづくり市民会議での共働

##### (1) 趣 旨

以上のような意味合いにおいて始まった八戸市協働のまちづくり市民会議は、コミュニティ振興のみならず、それと連動しての市民活動・NPOの振興をめざすものとして設定されたものとして、その出発点から、以下の三つのことを主務とすると設計された。

（同市民会議の公募にあって用いられた文書（図1）を参照されたい。）

1. 「コミュニティ振興指針」の策定： 地区コミュニティのあらたなしくみづくりについての指針を策定する
2. 「市民活動促進指針」の策定： コミュニティとの連動を視野にいれつつもそれを超えての地域全体での市民活動・NPOの振興をはかる指針を策定する
3. 「協働のまちづくり推進条例」の策定： あるべき「社会資本関係」構築にむけての、市民（企業市民、NPOを含む）・議会・行政の相互的支援関係をさだめる条例を策定する

現実的には、八戸市においては、どちらかという先の市民活動促進検討委員会でのデータベース化と市民活動サポートセンターの設置等により、市民活動（NPO）についての活動が活発化していたのに対して、「コミュニティ」についての市民的活動およびコミュニティ行政施策はともに沈滞に近い状態にあった。市民会議の設計にあたっては、やはり本格的な「コミュニティ」の構築が必要であること、また市民活動（NPO）と「コミュニティ」の連携が絶えず念頭に置かれるべきことが提起されており、そうしたことから「市民活動」促進と条例のみでなく、また「コミュニティ」振興と条例のみでもなく、「コミュニティ」振興と「市民活動」振興と「条例」策定という三つのことを同時並行的におこなうこととなった（図1）。

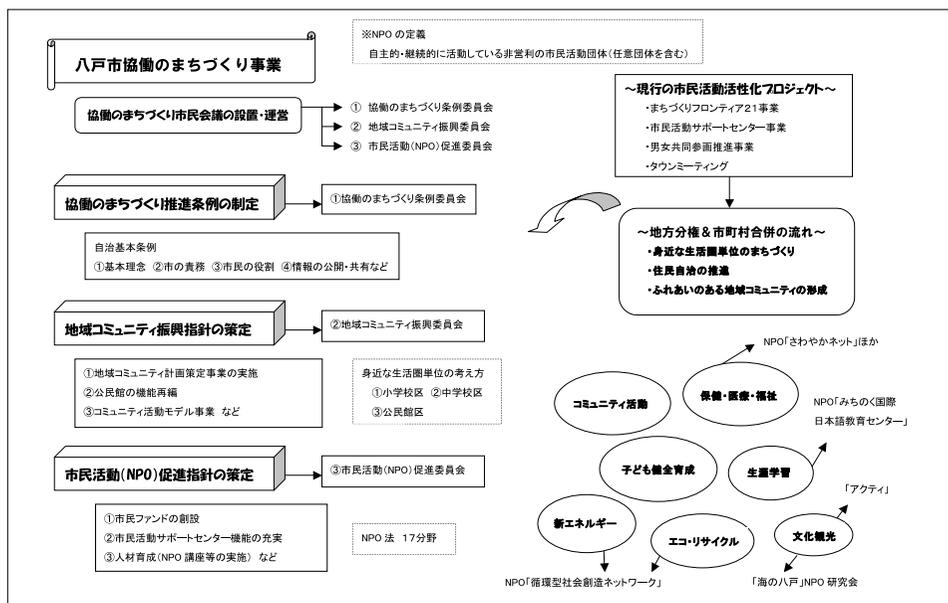


図1 八戸市協働のまちづくり事業概要（設定時資料）

## （2）市民の参加の実際 - とまどいと自発的展開

ただし、当初からスムーズに会議進行と作業が進んだわけではない。市民＝行政共同作業であれば、全国各地において共通な錯綜状況であると思われるので、以下の二つの点を指摘して

おきたい。

第一に、当初、漠然とした「まちづくり」のことに惑わされたこともあって、応募した市民自身が、上記の作業について明確な認識をもっておらず、多少の混乱がみられた。「まちづくり」の語にもつ各人のイメージは思いのほか多様であり、「伝統芸能まちづくり大会」や「国際交流のまちづくり」といったフレーズによって、コミュニティや市民活動促進とは関わらなくとも、現在の市民活動をおこなうことそのものが「まちづくり」であるという認識をもっている場合も多かった。第1回の各委員会の会議では、「小さな行政となる時代に、強いコミュニティ構築が問われる」といった趣旨説明の一環に対して、「私たちがやることは違うと思います!」といった意見もだされたほどであった。

そうしたことから、議長(論者前山)と事務局の八戸市市民連携課は協議して、暫定的ではあったが、「団体自治」(行政の自治)と「住民自治」(住民の選挙投票+コミュニティ自治)とのパートナーシップ(すなわち「協働」)が「最高度の地域運営」(社会関係資本の構築)をおこなうことができるという趣旨のイメージ図(図2)を作成した。

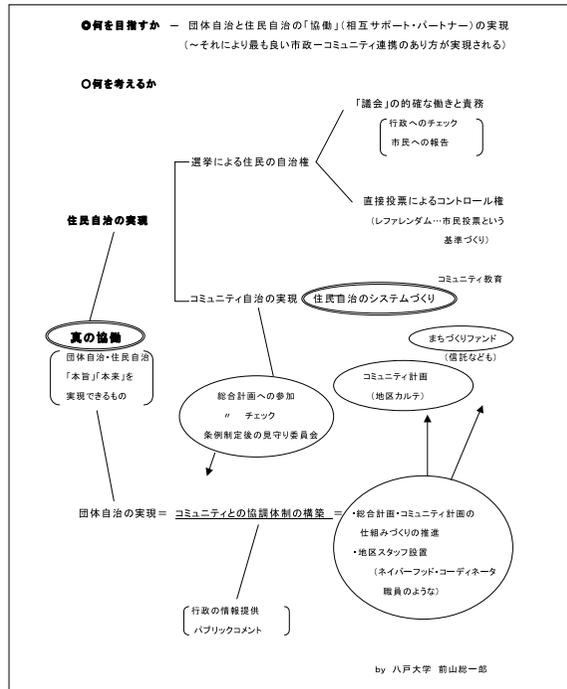


図2 まちづくり / 自治基本条例のキーコンセプト

第二は、市民の手で条例案を策定すること自体について、市民委員の多くが実感をもっていなかったことだ。これは第2回の市民会議全体会において、条例委員会からまちづくり推進条例は「まちづくり基本自治条例型」でゆきたいと提起されたことに対して、「市民の手でそんなことができるわけない」「そんなに本格的にやるのか」といった意見が相次いでだされ、第2回の全体会ほぼこの議論で終始した。募集当初からの説明文(図1参照)でそのことが示されていたにもかかわらず、多くの市民委員がそうした違和感を大なり小なり持っていたことは、とりもなおさ

ず条例案の策定を市民主体でおこなうといったことがイメージできなかったことによる<sup>18</sup>。無論、自治体（八戸市）はその推進を、市長からの諮問という形で当該市民会議におろし、そこから上がる条例案を市長がうけとった後に市議会に諮るという段取りを考えている。こうしたことも、これまで「自治」ということがら自体に疎遠であったという、市民・住民の全国的な傾向であろうと考えられよう。

とはいえ、当初での数回の勉強会をおこなう過程で、市民活動団体を日々推進している人たちも多かったことから、当初の設定会合頻度にあきたらず「この委員会は、1ヶ月に1回の開催では少ないので、2回にしませんか」という前向きな声が委員たちから起こった。また、こうしたことの重要性を実感すると共に、市民委員から自発的に「ニュースレター」をつくって、発信しなければ、という機運が起こったことが特筆される。各委員会二人ずつがニュースレター担当となり、自発的に写真、原稿割り振り、レイアウトを準備し、市担当部署にわりつけ、帳合い作業をおこない、市民会議設置後ほぼ半年で「八戸市協働のまちづくり市民会議 みんなのまちづくりニュースレター」の創刊号（2003年12月1日号）が発行されるにいたった<sup>19</sup>。

### （3）条例策定の作業

市民会議展開にあつての作業の全体像を示すのは紙面の余裕上難しいので、ここでは「まちづくり推進条例案」策定に限定して見ておきたい。もちろん、コミュニティ振興指針、市民活動振興指針が条例を基とするものであるので、まちづくり推進条例案策定をおこなう条例推進検討委員会での作業は、市民活動（NPO）促進検討および地域コミュニティ振興検討の二つの委員会とは情報交換を絶えずしながら進められている。（市民活動（NPO）促進検討委員会、また地域コミュニティ振興検討の委員会も、それぞれ他の二つの委員会と同様に情報交換をはかってきている。）

#### 1）勉強会

第一に、自治などには普段接することのない市民たちが集ったので、「協働のまちづくり」の背景と主務である条例策定についての基礎的な事柄について、以下のような内容で数回勉強会を開催した。講師は主として、担当部署の市民連携課がおこなってくれた。後々の、市民にあつての理解と自発的検討にとって思いのほか、この勉強会がよい基礎となってくれた。

#### 協働のまちづくりの背景

（1 地方分権の流れ、2 市町村合併の動き、3 地域コミュニティの崩壊、4 市民意識の変化）

#### 地方分権改革の概要

- （1 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化、
- 2 機関委任事務制度の廃止及び事務区分の再構成、3 国の関与の見直し、
- 4 地方公共団体の事務・事業の拡充、
- 5 国庫補助金の整理合理化と地方税財源の充実確保
- 6 公共事業等のあり方の見直し、7 地方公共団体の行政体制の整備・確立）

条例について（1 条例とは？ 2 自治立法権、3 平成12年4月地方分権一括法の施行、  
4 条例の分類、 5 条例の意義

住民自治確立にむけた社会関係資本構築の試み  
- 八戸市協働のまちづくり市民会議の事例 - (1)

自治基本条例とは

(1) 地方自治体の最高規範? 2 なぜ、今、自治基本条例なのか、

3 ささまざまな自治基本条例(的)の形と特徴

(1) 自治基本条例、(2) パートナーシップ・市民参加条例、(3) 理念条例)

また、以上の事項にもとづき、国内での先進地事例の共有をおこなった。具体的には、先進事例としての8自治体でのまちづくり条例の内容について、八戸で盛り込む事項を念頭におきつつ、理念、用語の定義の有無、条例の位置づけ、基本理念、情報共有の原則、自治体の役割・責務、住民(市民)の役割・責務、議会の役割・責務、説明責任、行政評価、住民(市民)投票、条例の見直し等の項目ごとに一覧表の形にまとめたものを基に共有した。

2) 地域での課題の析出 - ワークショップ

条例策定の基礎として、八戸地域での地区特性と課題をあきらかにするために、コミュニティ、市民活動等を中心にしつつも、市民等からの幅広い意見を求めることが不可欠と考えられたことから、同委員会主催での「ワークショップ」が開催された(2003年10月10日)。80名程度の市民と、市町村合併で編入が予定される町村住民との計80名余りが参集し、テーマごと(環境、子育て・教育、市町村合併、文化芸術・スポーツ、経済)のテーブルにつき、課題を出し合った。

(図3)

10月1日ワークショップ総括 (Bグループ)

Bグループ(子育て支援・教育)	見えてくること
<ul style="list-style-type: none"> <li>(住民の自立・行政住民のパートナーシップの確立)</li> <li>・ 地方の時代は社会の最小単位である家族の時代でもある</li> <li>・ 自分でできることの確立が地方の時代(生涯学習)</li> <li>・ 生涯教育への地域の公民館等の講座の活用</li> <li>・ 地域づくりを推進する人材の育成</li> <li>・ 時間のない、学びを望む大人への勉強の場の提供(地域の協力)</li> <li>・ 大学の研究を行政の調査・施策の検討に生かす仕組みづくり</li> <li>・ 小・中学校の空き教室の地域への開放</li> <li>・ 学社融合とは何なのか分かりにくい。何をしているのかも分かりやすすく。</li> <li>(親への支援)</li> <li>・ 地域で子育てと言っても、子ども会などへの大人の参加が少ない</li> <li>・ 子育て中の親への道徳教育</li> <li>・ 子育て中の親の交流の場づくり</li> <li>・ 子育てのためのスキルアップの場、大人の教育の場の確保</li> <li>・ 子育ての相談窓口をどうやって探せばいいのか分からない</li> <li>・ お母さんの悩みをインターネットで相談できるようにしたい。</li> <li>・ 子育ての悩みを話し合える場所の充実</li> <li>・ 親以外の大人と子どもの関わり場の確保と工夫が必要(学校)</li> <li>・ 犯罪の低年齢化に対応するため、学校での道徳教育等の充実</li> <li>・ 世界に通用する特色ある教育の実施(各種免許の取得、特殊機械の操作技術習得、パソコン教育、外国語教育)</li> <li>・ 地域(八戸市)を知る教育</li> <li>・ 本来の意味でのゆとりある教育</li> <li>・ 環境教育</li> <li>・ 教育費が高い</li> <li>(医療・福祉)</li> <li>・ 父子家庭への支援</li> <li>・ 少子高齢化対策(妊婦治療への助成、高校生までの子どもの医療費助成、子宮内感染治療への支援)</li> <li>(父親への支援)</li> <li>・ 子育てで父親が参加できるよう勤務先(企業等)の支援</li> <li>・ 地域協力への企業の理解が必要(市民活動)</li> <li>・ 子育てメイトの活用。孤獨な子育てからの開放</li> <li>・ 不登校児童・生徒への教育支援</li> <li>・ 女性が働き続けられる環境づくり(保育園・幼稚園の整備)</li> <li>・ 地区で、子どもが安心して遊べる場所づくり(確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 家族のあり方の見直し 住民の自立・パートナーシップの確立</li> <li>→ 人材育成・場の必要性</li> <li>→ 地域連携のシステムの必要性</li> <li>→ 学校と地域の連携</li> <li>→ 親としての存在の見直し・親教育の必要性 子育てへの支援体制の充実</li> <li>→ 大人と子どもの関係の見直しと工夫</li> <li>→ 事業者の協力・役割</li> </ul>

図3 市民意見(ワークショップ)からのポイント抽出(一例)

3) 条例フレームへの展開

ワークショップで市民、近隣住民の方々から得た課題等から、共通項を探し出し、条例の項目となりそうなものの括りを見つけて出す作業をおこなった(図4)。

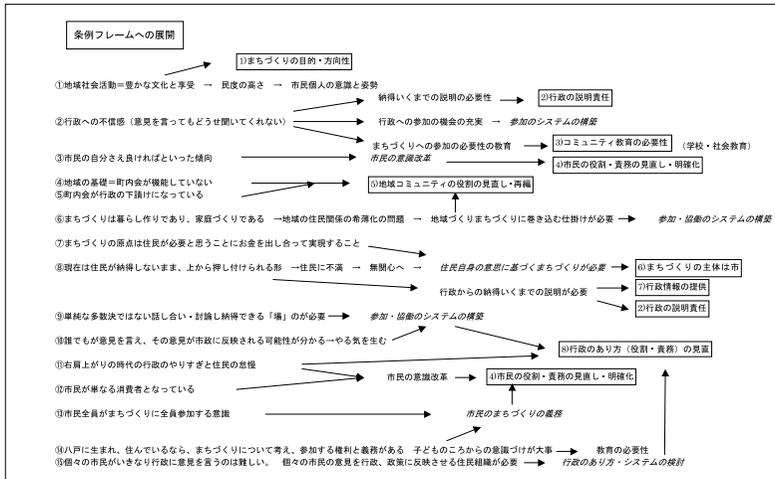


図4 市民の意見（ワークショップ）から条例フレーム析出

コミュニティ委員会第6回 資料	
<b>1. 地域コミュニティの定額</b>	
・コミュニティの原点	77)
<b>2. 地域コミュニティ振興の必要性（目的）</b>	
・地域の特色を生かしたまちづくり	1) 2) 3)
・住民の考えに基づく住民主体の地域づくり	4) 6)
・地域の活性化（地域の埋没の懸念から）	81)
<b>3. 地域コミュニティの目指すべき姿</b>	
・地域コミュニティの自立と自治	5) 6)
・時代に合った地域コミュニティの創出	7)
・コミュニケーションの場の必要性	79)
<b>4. 地域活動の推進</b>	
・各種団体の活動の促進	8)
・地域活動団体間の連携	9) 10)
・地域特性を生かしたまちづくりの推進	43)
・幅広い世代の地域活動への参加促進（特に若者）	15) 16)
<b>5. コミュニティ教育</b>	
・コミュニティ意識の形成（自分たちのまちは自分たちでつくるという教育）	12) 14)
・地域の教育力	12) 14) 38)
・青少年の健全育成	13)
・伝統・文化の継承	3)
<b>6. 市民</b>	
・地域への関心を高める	17) 18) 21)
・行政頼みからの脱却	20)
・無理のない近所づきあい	22)
・積極的な情報収集	76)
・自立した「個」の確立	78)
<b>7. 公民館</b>	
<b>(1) 役割</b>	
・地域のまちづくりの拠点（みんなの公民館）（交民館）	23) 25) 36) 39) 46)
・地域との協調・連携	31) 48)
・公民館の役割の明確化	33) 37) 39) 40) 41)
・青少年の健全育成、子育て支援	38) 39)
・地域教育の拠点	38)
・生涯学習の拠点	
<b>(2) 役割を果たすために必要なこと</b>	
<b>1) 活動の促進</b>	
・公民館活動の地域格差・温度差⇒活動内容の充実	24)
・公民館相互の連携	27) 30)
・学社融合の推進	26)
・地域の特色を生かした取り組み	32)
・地域の伝統・文化の保存伝承	42)
・自主性を尊重した活動の拡大	45)

図5 キーワードの分類（項目ごと）

(4) コミュニティ振興指針策定作業・市民活動(NPO)振興指針策定作業からのフィードバック

また、こうした条例委員会独自の課題析出 - 条例フレーム構築とならんで、コミュニティ、市民活動の双方の委員会でもブレインストーミングと市内各地での調査活動(コミュニティ委員会委員たちによる各公民館でのヒアリング調査、市民活動委員会委員達による各種市民活動団体ヒアリング調査)を基に、それぞれの振興指針策定作業すすめられてきた。条例委員会は、そうしたそれぞれの振興指針策定作業からの、それぞれの分野に関する課題について共有してもらった。ここではさしあたりコミュニティ振興指針策定作業からの情報共有の事例のみをあげておきたい。(図5)

その結果、振興指針として 地域コミュニティの定義、 地域コミュニティ振興の必要性(目的)、 地域コミュニティの目指すべき姿、 地域活動の推進、 コミュニティ教育、 市民、公民館、 町内会、 学校、 行政、 地域コミュニティ自治組織、 地域コミュニティ振興策といった項目が柱となりそうであることが了解された。

(5) 今後の地域社会のフレーム構築への提言

以上の条例策定作業にあって、ワークショップを含む各種地域課題等の析出・確認と、コミュニティ振興指針、市民活動振興指針での地域課題の析出・確認を基に、地域社会のフレームについての一定の見通しが求められることとなった。つまり、コミュニティ(地区基層地域)とアソシエーション(市民活動等自発自立団体)をどのように繋ぐことが現在もとめられているのか、という問いである。

これについては、行政、コミュニティ、アソシエーションとの間にコーディネーター機能が必要と考えられた。けれども、最初は、「コーディネーター」ということばも多義的であり、そのイメージが曖昧であったことから、議論がしばしば紛糾したが、再度冷静に委員で論点を整理してみ、ことなった種類のコーディネート機能が必要であることが分かったといたシーンもあった。(図6参照)

具体的には、次の3種類が必要ではないかと考えられるにいたっている。

コミュニティ推進担職員：各地区との行政側パイプ役としての担当職員。アメリカでの Neighborhood City Planner / Coordinator 的なものとしての市職員であり、2から3万人に一人設置する。働きとしては、地区住民組織と協働で地区計画(コミュニティ計画)策定の推進等をおこなう。行政側として住民への市事業情報の提供などもおこなう。

市民コーディネーター：地区住民組織のとりまとめ役。地区住民組織の場の設定、世話役。地区住民組織とNPO等各種団体との各種調整などをはかる。

政策コーディネーター：各地区を越える広域の課題のために、行政、民間を横断的につなぎ、課題・場の設定をおこなう政策提言・検討のためのコーディネーター

(例：「公衆トイレ清掃のための、民間行政の連動について」といった事柄を討議するための題・場の設定など)

尚、これは、かならずしも実現されるとはかぎらないものであるが、しかしこうした地域社会(社会関係資本整序)構築にあっては、何らかの灯台がないと動きがつかない。そうしたことが

らさしあたってこの「今後の地域社会のフレーム構築への提言」が、条例づくりにあって進められた。

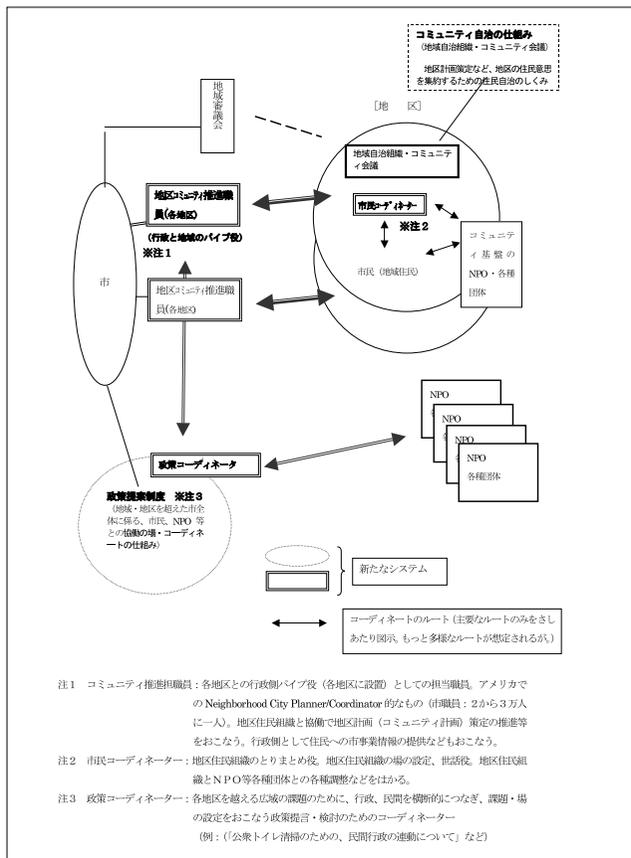


図6 地域フレームワークのイメージ

### (6) 条文項目策定にむけての、委員各人による条文案もちより

以上の作業の上に、ようやく条例文案づくりに入ることとなった。これまでの作業にかかったのは半年強にあたり、ほぼ2003年一杯をかけている。それぞれの委員に、想いの詰まった条文案（らしきもの）を、毎回宿題として課して、持参してきてもらった。そしてそれをつきあわせて、とくにその大切な部分、いわば命となりそうな要素を確認し、さらにあらためて条文文章として煮つめていった。そのさい、文案の検討は、重複はないか、条例での位置、法的用語としての妥当性、法律や八戸市の他条例との関わり、等々を考慮しながら進められた。

図7が、その結果できあがった骨子案である。

### (7) 市民・行政への投げかけと意見検討

協働のまちづくり条例が、今後の地域社会での市民にとって有効なフレームワークを促進とルールを定めるものであるその性格上、こうした検討の市民への投げかけは不可欠である。そこで、広報、新聞等を通して広く市民への意見聴取をおこなった。2003年秋に市民に投げかけたの

住民自治確立にむけた社会関係資本構築の試み  
- 八戸市協働のまちづくり市民会議の事例 - (1)

<b>1 前文:</b>	条例制定の背景や条例の住民自治・団体自治に関する基本的な考え
<b>2 条例の目的:</b>	条例を制定する目的、まちづくりの基本理念の明確化と住民自治の実現
<b>3 条例の位置づけ:</b>	①まちづくりの推進にあたって最大限尊重する ②時代や社会状況に応じて見直し・育てる条例
<b>4 まちづくりの基本理念(目標):</b>	市民の幸福の実現。真の協働によるまちづくりの推進の享受
<b>5 政策提案制度:</b>	市民による政策提案・事業提案等のシステムの実現(協働のシステム)
<b>6 情報共有:</b>	行政と市民相互に情報を共有する
<b>7 説明責任:</b>	市民に理解できるよう説明する行政の責任
<b>8 評価システム:</b>	協働の評価、行政評価のシステムの構築
<b>9 住民投票:</b>	市民の意見を直接問う制度
<b>10 総合計画:</b>	まちづくりの基本理念に基づき、市民参加により策定する
<b>11 地域コミュニティ活動の推進:</b>	住民自治の基礎となる地域コミュニティシステムの検討・地域コミュニティ活動の推進を図る
<b>12 市民の役割と権利:</b>	①公共の担い手としての役割 ②まちづくり(市政)への参加の権利
<b>13 行政の役割:</b>	①市民の自主的なまちづくりを推進する ②まちづくりを担う人材の育成 → 独立した項目にする? No.24へ
<b>14 パブリックコメント制度:</b>	パブリックコメント制度の充実(政策企画立案・計画段階で市民意見をきちんと聞く制度を)
<b>15 情報公開:</b>	行政情報を市民に正しく知らせる
<b>16 個人情報の保護:</b>	情報公開に伴い、個人情報はきちんと保護する
<b>17 行政内外との連携:</b>	他自治体や自治体内部の連携・協力体制の構築を
<b>18 事業者の役割:</b>	①市民の一員としてのまちづくりや公共の担い手としての役割 ②できる限り社会貢献に努める
<b>19 議会の役割:</b>	市民の代表として、公正・誠実で市民に開かれた運営に努力する
<b>20 市長の役割:</b>	①条例の基本理念に基づき、市民協働のまちづくりを推進する ②市民の信託に応えるよう公正・誠実な市政の運営に努める ③職員の人材育成(能力向上)
<b>21 市民活動の推進:</b>	新たな公共の担い手として、市民活動を推進する
<b>22 言葉の定義:</b>	①市民、②事業者、③市民活動団体、④地域コミュニティ など

図7 協働のまちづくり推進条例(仮称) 骨子案

は、作業の進行上骨子のみであったが、それは、走りながらも現時点の成果を投げかけ見てもらうことが大切との判断からであった。その結果、以下の意見が寄せられたので、条例委員会はさらにそれを検討し、妥当と思われる意見は取り込んだ。

[ 市民(8名)・市各課(2課)からの意見 ]

- ・骨子案中の「役割」を担う主体として、「市民」、「行政」、「事業者」、「議会」、「市長」の5つが例示されているが、それらは、本当に対等の関係にあるものか?
- ・「議会」は「市民」に「市長」は「行政」に包含されるのではないか
- ・議会の役割や、住民投票/市民投票は、地方自治法で定められているので、載せる必要はない。
- ・市民憲章の位置づけを考えてもらいたい
- ・まちづくり条例が諸条例にあっての憲法的位置づけにある(=最高規範性)とはどのようなことか
- ・最高規範性をもつばあいには、「みまもり、育ててゆく条例」などと軽々しく改訂の規定を設けない方がよい。
- ・未成年(子ども)のまちづくりへの参加をうたうことは不要だ。

等のご意見が寄せられた。

市民の方々からの意見や声は、特定のハコモノを作ってもらいたいといったものや、行政に対

する不信感がにじみ出すようなものも一部あったが、多くは納得させられるものであり、ありがたかった。また、その論調は、「今までは、行政に、何をやるにしても頼んでばかりだったが、これからは、市民自ら汗を流し、地域の発展、ひいては市の発展に寄与すべき」と市民参加推進型のエールであったり、「これからの地方自治のあり方として“協働の街づくり”は非常に大切なものであり、是非、健全な“協働による街づくり”が行われるようになることを期待している」と、協働のまちづくり自体へのエールだったりと、後押ししてもらったものであった。

以上の形で、条例策定作業がすすめられ、2004年2月現在で条例文案は一応の形をとっている。

## 2 小括

以上、このような形で、「協働のまちづくり」のキータームのもとに、地域社会のフレームワークの構築促進をめざす作業が市民の手によって（つまり行政の用意したシナリオなしに）、条例、指針づくりで進められたことをみた（図8）。

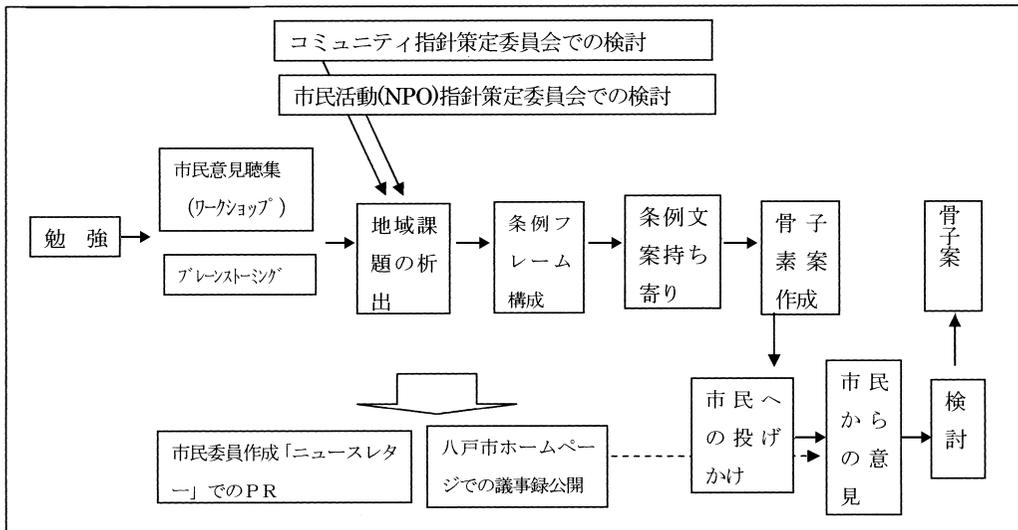


図8 条例骨子策定までの流れ

他方において、この過程において、現実的な関わりが大きい。この点を最後に確認しておこう。委員会、あるいはそれを取り巻く状況にあって議論となったものは次のテーマであった。

### 住民投票 / 市民投票

住民投票については、もちろん地方自治法に定められているものであるが、これについてはこれまでのほとんどの自治体での「まちづくり条例」がうたっているものである。これについて、市町村合併への影響を懸念する声もあったが、市の各課が市議会の反応を怖れて及び腰になる面があった（たぶんに懸念だと思われるが）。他面、当初委員たちはこの点で力が入る傾向にあったが、議論の過程で「情報不足の場合の住民投票が衆愚政治に直結するケース」などを話し合うようになり、議論の過程で話が成熟してきたことが伺える。いずれにせよ、官民ともに慣れていな

かった住民投票のイシューについては、住民パワーを誇示するといった趣旨ではなく、住民自治権にあっての、選挙以外での直接的自治権を象徴するものとしての理念的な位置づけという、比較的成熟した議論に落ち着いた。

#### 政策提言制度

「『住民参加』から『住民主体』へ」という脈絡で「協働のまちづくり市民会議」がたちあがったこともあり、特に住民の意向を、総合計画への反映などにより公的な運営に反映・実現させたいという意向を委員たちは強く持っていた。もちろん、これまでに開始されている、企画立案等への市民参画としての「パブリックコメント制度」なども条文骨子にとり入れたが、特に市民個人、あるいはNPOなど市民事業体や市民活動団体からの企画立案をとりいれるルートとしての政策提言制度を提言的なかたちでとりいれることとした。市民のなかから公募した委員たちの意欲的なところがよく出ている。

#### 子どもの参加

条例策定委員に子ども育成関係の市民活動団体代表が入っていたこともあり、今後の地域社会での主役としての子どもについて、その社会生活への参加を重視する声が強くあがった。子どもたちに「コミュニティとは」について、即ちコミュニティ参加の必要性の実感をとらえてもらうためのコミュニティ教育が必要という声もあがった。八戸市が教育立市宣言をおこなったこともあり、タイムリーであったが、その背景には、コミュニティから遊離・隔絶された家庭などにあつて、不登校や引きこもり、家庭内暴力等が青森県内で他市に比して高いということもある。このあたりは、地域コミュニティと密着するにしたがって直面してゆかざるを得ない点であろう。

#### コミュニティのしくみ

コミュニティについても、その実体について小学校区、中学校区その他のどれをさすのかが判然とせず、コミュニティの委員会、条例委員会でも悩むところではあったが、共通して見えてきたことは、1)一定の政策提言や意思形成ができる「コミュニティ自治組織」の必要性、2)そうした意向を公計画（総合計画等）に反映するしくみとしての「コミュニティ計画」の必要性、3)行政とコミュニティ（コミュニティ自治組織）をつなぐパイプ役としての職員設置の必要性、といった点である。こうしたことが強く浮かび上がってきたのは、これまで、親睦と行政等の下請け作業（広報配布等）を主務とする町内会の限界を委員たち（コミュニティ、条例）が強く認識しており、あたらしい地域基層の枠組みを必要と感じているからである。

以上から言えることは、現時点の状況がよかれ悪しかれ投影されていることである。住民投票がこれだけ官民で話題になるということは、すなわち、今後にむけて住民・市民としての「自治意識」の成熟が問われているということである。子どもの問題は、深刻であり、地域社会がこの家庭、個々の子どもにながでできるのかという深い問題を投げかけているが、「コミュニティ教育」の可能性などが指摘されていて一定の灯台も示されている。こうしたことをふくめて、いまままで曖昧で手のつけようのなかった、地域社会での問題点について、「政策提案制度」や「コミュニティのしくみ」（コミュニティ自治組織、コミュニティ計画）により、より現実的に解決されるように、という市民の代表としての委員たちが推進してきたことは特筆に価しよう。

本稿の根底的な問いは、いかにして市民中心の社会を構築してゆかかという問いである。そうした観点からみた場合に、このような八戸地域の「現実」の諸相を投影し、あるいは前提としつ

つ、それまで曖昧であった、市民を中心とした地域社会のフレームワークづくり（社会関係資本の整序）の促進にとりくむ新たな取り組みということがいえる。特にコミュニティとアソシエーションのおりなす社会関係資本の姿を正面から探求しようとする作業（コミュニティ指針と市民活動NPO指針の連動・並行作成）は、住民自治推進という観点からは、日本でも住民・市民によるほとんどはじめての、あるいはごく最初の事例の一つとしての試みといえる。

最後に、こうした市民中心での取り組みがなされているが、それは、もちろん八戸市の「市民連携課」（市民生活部）という「協働」を体現するような、先端的な部署との良好な関係に基づいていることを付け加え、改めて八戸市に感謝を申し上げたい。

本稿（（ 1 ））では、本協働のまちづくり運動の社会的意味と、その条例策定作業を例としての、地域社会のフレームワークづくり（社会関係資本の整序）促進への、市民によるコミットを示した。次号（（ 2 ））では、その結果とその社会的な影響、それが地域社会のなかで扱われる現実を示したいと考えている。

[ Summary ]

Trial to Establish Social Capital for Citizen Autonomy in Japan

- On the Basis of Hachinohe City Neighborhood Council :  
Ordinance Making with the Hands of Citizens ( 1 )

Soichiro Maeyama , Professor Hachinohe Univerisity

This monograph aims at describing the trial of the new framework of a regional society : establishment of social capital in Hachinohe City , Japan . Hachinohe City-wide Neighborhood Council ( chair : MAEYAMA ) has tried to make a rule named "Partnership Community Building Ordinance " with hands of citizens . I described how citizens have been involved , how they were hesitated at first , how they were motivated , and the detail of making-process of it . Finally I would like to say that this would be the one of the firstest trials in Japan for the establishment of new framework of social capital in a regional society , considering the proper intersection and network between official neighborhood councils and many kinds of associations . neighborhood

- 1 前山総一郎『アメリカのコミュニティ自治』南窓社、2004年。
- 2 『(平成13年度内閣府委託調査)市民活動モデル調査報告書～市民活動団体のデータベース化と市民活動促進方針の検討～』(八戸市企画部地域振興課) 平成14年3月。この委員会においては、政治活動・宗教・営利を目的としない自発的団体(ヴォランティア・アソシエーション)につき、全国でもさがかけて悉皆調査をおこなひ、281団体について調査・データベース化をおこなった。また、「市民活動サポートセンター」の提言とならび、本委員会終了前に同センターの開所にこぎ着けており、その先進性について当時の内閣府も着目してきた。尚、論者前山も、この委員会には委員長として関わらせてもらう機会を得ている。
- 3 『第4次八戸市総合計画 中期基本計画2003 - 2007年～英知と躍動感にあふれ、潤いに満ちた北東北の中核都市をめざして～』(八戸市企画部政策推進室) 平成14年2月。主要事業は以下の通り:「新時代に飛躍する交流基盤づくり」(八戸港貿易促進)、「潤いと安らぎに満ちた生活環境づくり」(市営住宅建て替え、市営バス検討)、「ふれあいのある健康で明るい社会づくり」(知的障害者支援、八戸赤十字病院整備)、「豊かな心とたくましさをはぐくむ人づくり」(是川縄文の里整備)、「市民が生き生きと輝く地域づくり(協働のまちづくり)」、  
 「活力に満ちたたくましい産業振興」(観光関係)。

4 構成は以下のとおり(以下、「氏名」「所属 勤務先・団体」「所属委員会」「備考」を掲載)。

前山 総一郎	八戸大学教授	条例委員長	市民会議議長
平間 恵美	はちのへ子ども劇場運営委員	条例副委員長	
宮崎 菜穂子	八戸工業大学技師	条例	
新田 康介	八戸商工会議所青年部まちづくり委員会委員長	条例	
池田 光則	下長公民館長	条例	
東山 光子	はちのへ親業研究会代表	条例	
大沢 泉	八戸大学教授	コミュニティ委員長	
蟹沢 幸治	大館地区連合町内会長	コミュニティ副委員長	
藤村 幸子	NPO法人青森県男女共同参画研究所理事	コミュニティ	市民会議副議長
橋本 敦	千葉幼稚園PTA会長	コミュニティ	
慶長 洋子	はちのへ男女共同参画推進ネットワーク副代表	コミュニティ	
稲垣 真理子	八戸国際交流協会外国人対応部会	コミュニティ	
福田 昭良	大学助教授	NPO委員長	
富岡 朋尚	八戸青年会議所副理事長	NPO副委員長	
岩村 隆二	湊の未来を創る会事務局長	NPO	
桜沢 孝子	はちのへウィメンズアクション代表	NPO	
高沢 利栄	ICANOF事務局長	NPO	
西島 拡	NPOワーキング研究会	NPO	

5 田中義岳『市民自治のコミュニティをつくろう 宝塚市・市民の10年の取組みと未来』ぎょうせい、2003年に宝塚市での取組が詳しい。

まちづくり条例の目覚ましいものとしては、2000年のニセコ町(北海道)での「まちづくり基本自治条例」(2000年3月)を嚆矢として、宝塚市は「宝塚市まちづくり基本条例」(2001年4月)を制定し、高知市は「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」(2003年4月)を制定した。まちづくり条例制定について各自自治体の取組の様子については、以下の文献を参照されたい。小林重敏編『地方分権時代のまちづくり条例』学芸出版社、1999年;野口和雄『まちづくり条例のつくり方 まちをつくるシステム』自治体研究社、2002年;山代義雄『まちづくり条例制定の法的視点 地方分権改革後の「まちづくり」政策の留意点』大阪経済法科大学出版部、2003年

6 Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, 2001, New York; Robert D. Putnam, Lewis Feldstein, *Better Together: Restoring the American Community*, New York,

2003 .

<sup>7</sup> John P. Kretzmann, John L. McKnight, *Building Communities from the Inside Out. A Path Toward Finding and Mobilizing a Community's Assets*, Chicago, 1993 .

<sup>8</sup> これは、コミュニティのもつ各種社会的資産（コミュニティ/ネイバーフッドにあるヒト、組織、施設、資金など）をいかに見直し、再発見し、そして組み合わせるかという提言であり、数百件の実践的事例研究に基づいた地に足のついたものである。シカゴのノースウェスタン大学がその提言活動の拠点だが、その中心人物P. クレッツマンは、25年におよぶコミュニティ組織化活動の経験に基づきその提言をすすめてきた。

<sup>9</sup> アメリカにおいても、実はコミュニティの語は思いのほか多様であるので、本稿ではNeighborhoodを実体としてコミュニティの語を用いることとする。その場合定義としては、人々が共同体意識ないし連帯感をもって生活する一定の範囲の基層的な近隣社会をコミュニティとしておきたい。

尚、論者前山がコミュニティの実体概念にすえるNeighborhoodは、5000人から20000人程度の、一体感を持った地区のことで、一つの当該区の名称をもち、小学校や教会などを核にしてまた小さな商店街なども有するような地区体を指している。Suzanne Keller, *The Urban Neighborhood: A Sociological Perspective*, 1968, New York .

<sup>10</sup> Paul Hirst, *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance*, Polity Press, 1994 .

<sup>11</sup> 現在、地域社会運営にとって議会制（議会制民主主義）のありかたのみでは不十分であることが、政治学を中心とする各方面から指摘されてきている。1960年代アメリカの公民権運動でのコミュニティ・オーガナイズング運動などから市民の間での政治参加により社会に影響を与え変革してゆこうという「参加民主主義」の発想がおこり、70年代以降政治思想、哲学の分野でも「参加民主主義」(Participatory Democracy) についての議論が深められた（前山『アメリカのコミュニティ自治』第 部参照）。1990年代になると、参加だけでなく討議の重要性が認識され、多元主義的民主主義の提起者でありアメリカ政治学を体現するR. A. ダールの研究(R. A. Dahl, *Democracy and Its Critics*, Yale University Press, 1989) などにより「市民社会の討議に裏付けられない限り、デモクラシーの安定と発展はないと考えられるようになった」（篠原一『市民の政治学 - 討議デモクラシーとは何か - 』岩波書店、2004年、156頁）。つまり「参加」とならんで、「討議民主主義」(Deliberative Democracy)の重要性が認識されるにいたってきた。また、こうしたアメリカでの議論も、ドイツの哲学者ハーバースらの市民社会論での「討議」についての見解と、相互に影響しあっている。

つまり、今日、議員選挙制だけでは市民の意向を吸収しきれないことから、それと並行して市民の政治参加・社会参加による市民の意思を地域社会に具現ないし反映してゆく方法としての、「参加民主主義」「討議民主主義」が提唱されてきたということである。

民主主義論とのからみでこうした議論はすすめられてきたが、それを市民社会での組織論の地平で見た場合、市民社会の中核としてアソシエーションの働きが期待されてくると言えよう。ダールらの議論と直に接合しているわけではないが、先のハーストの言う「アソシエーティブ・デモクラシー」は、このばあいほぼ「参加民主主義」「討議民主主義」を踏まえて組織化の視点からみたばあいに形作られる、市民コミットの方式と言えよう。ハーストの議論は、この「参加民主主義」「討議民主主義」の理念の上に、さらにアソシエーションの役割強化を通じてそれを核とした開かれた民主的市民社会構築を考えたものということになる。本稿にあっておさえておきたいことは、「参加民主主義」「討議民主主義」を踏まえたうえでの、アソシエーション中核社会構想としてのアソシエーティブ・デモクラシーの提起ということである。

<sup>12</sup> 形野清貴「P. ハーストの『アソシエーティブ・デモクラシー論』」(田畑稔他編著『アソシエーション革命へ理論・構想・実践』2003年、社会評論社)

<sup>13</sup> 形野同上論文、80頁以下。

<sup>14</sup> これについては、前山、上掲『アメリカのコミュニティ自治』第 部を参照されたい。

<sup>15</sup> 前山総一郎「アメリカのコミュニティ自治とコミュニティ・プランニング」『八戸大学紀要』第28号(2004年)。

<sup>16</sup> 尚、アメリカでも通常、19世紀の西部開拓以降形成された新たな地域と都市の人口が全米総人口の過半数をこ

えることから、通常の影響に反して、地域コミュニティの形成の実際は、上中流階級、労働者階級、スラムの偏差をともしつつも、本来バラバラであったのであるが、上記のコミュニティ・プランニングの手法は、それを必死でつなく努力であった。前山上掲書、第 部。

<sup>17</sup> なお、「協働のまちづくり」とは、ひとことではイメージがわきにくい。「協働」とは、地域社会の主要セクター、とりわけ市民（企業市民や市民事業体を含む）・議会・行政の連携を意味し、この場合の「まちづくり」は地域社会における主要構成体制の構築を意味する。したがって、「協働のまちづくり」とは、これら各セクターが協調して、地域社会をおりなす、コミュニティ組織やNPO等を連結させる主要構成体制の構築をおこなうことを意味している。

「まちづくり」ということばには、都市計画をはじめ、福祉体制、人的ネットワーク、看板表示、イベント（「まちづくり大会」）をはじめとする、多様なものが曖昧にふくまれている。行政においては、批判を受けにくく使いやすいものではあるが、語の曖昧さの点で実体をきちんと説明できないことが多く、このようなやまとことばの使用は慎重でなければならない。

<sup>18</sup> 市民活動推進委員会でのメンバーがほとんど入っていないという、構成上のこともあった。

<sup>19</sup> A 4 版 8 頁のもの。

<sup>20</sup> 以下の条例についての共有をおこなった。

(1) まちづくり基本条例型

「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」(15年10月1日施行)、「宝塚市まちづくり基本条例」(14年4月1日施行)、「ニセコ町まちづくり基本条例」(13年4月1日施行)

(2) 市民参加・パートナーシップ条例型

「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」(15年4月1日施行)、「宝塚市市民参加条例」(14年4月1日施行)、「横須賀市市民協働推進条例」(13年7月1日施行)

(3) 理念条例

「箕面市まちづくり理念条例」(9年4月1日施行)、「厚木市まちづくり理念条例」(15年10月1日施行)